

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	母子保健事業の実施等に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

東浦町は、母子保健事業の実施等において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取り扱いにより個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

東浦町長

## 公表日

令和5年10月30日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子保健事業の実施等に関する事務
②事務の概要	母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導に関する事務を行う。 特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1 妊娠の届出の受理とその審査 2 妊娠の届出したものに対し、母子健康手帳の交付 3 妊産婦、その配偶者又は乳児、幼児の保護者に対して、妊娠、出産又は育児に関し、保健事業の実施 4 妊産婦、乳児、幼児に対し、健康診査の実施と受診勧奨 5 妊産婦に対し、健康診査の結果をもとに訪問指導の実施と診療の受診勧奨 6 新生児の訪問指導の実施 7 2,500g未満の低体重児の届出の受理とその審査 8 未熟児の訪問指導の実施 9 健康診査の実施
③システムの名称	1 健康管理システム(母子保健) 2 中間サーバー 3 統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
母子保健事業管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第1「49」 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府令・総務省令第5号)第40条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <span style="float: right;">&lt;選択肢&gt; 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</span>
②法令上の根拠	(情報照会) 番号法第19条第8号 別表第2「69-2、70」 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び除法を定める命令(平成26年内閣府令・総務省令第7号。以下「主務省令」という。)第38条の3、第39条 (情報提供) 番号法第19条第8号 別表第2「26、56-2、69-2、87」 主務省令第19条、第30条、第38条の3、第44条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 健康課
②所属長の役職名	健康課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒470-2192 愛知県知多郡東浦町大字緒川字政所20番地 東浦町役場 総務部 総務課 電話番号 0562-83-3111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒470-2103 愛知県知多郡東浦町大字石浜字岐路21番地 東浦町役場 健康福祉部 健康課 電話番号 0562-83-9677

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年1月15日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	東浦町は、母子保健事業の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	東浦町は、母子保健事業の実施等において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取り扱いにより個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	東浦町の評価書の記述を統一するため。
平成28年1月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	母子保健事業は、母子保健法(昭和40年法律第141号)により保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導に関する事務であっても主務奨励で定めるものである。 市町村においては、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 1 妊娠の届出の受理とその審査 2 妊娠の届出したものに対し、母子健康手帳の交付 3 妊産婦、その配偶者又は乳児、幼児の保護者に対して、妊娠、出産又は育児に関し、保健事業の実施 4 妊産婦、乳児、幼児に対し、健康診査の実施と受診勧奨 5 妊産婦に対し、健康診査の結果をもとに訪問指導、の実施と診療の受診勧奨 6 新生児の訪問指導の実施 7 2,500g以下の低体重児の届出の受理とその審査 8 未熟児の訪問指導の実施 9 健康診査の実施	母子保健法(昭和40年法律第141号)に基づき、保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。 1 妊娠の届出の受理とその審査 2 妊娠の届出したものに対し、母子健康手帳の交付 3 妊産婦、その配偶者又は乳児、幼児の保護者に対して、妊娠、出産又は育児に関し、保健事業の実施 4 妊産婦、乳児、幼児に対し、健康診査の実施と受診勧奨 5 妊産婦に対し、健康診査の結果をもとに訪問指導、の実施と診療の受診勧奨 6 新生児の訪問指導の実施 7 2,500g未満の低体重児の届出の受理とその審査 8 未熟児の訪問指導の実施 9 健康診査の実施	事後	東浦町の評価書の記述を統一するため。
平成28年1月15日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	別表第1「49」 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府令・総務省令第5号)第40条	行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という。)第9条第1項別表第1「49」 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府令・総務省令第5号)第40条	事後	東浦町の評価書の記述を統一するため。
平成28年1月15日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供) 別表第2「26、56の2、87」 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府令・総務省令第7号。以下「主務省令」という。)第19条、第30条、第44条 (情報照会) 別表第2「70」 主務省令第39条	(情報提供) 番号法第19条第7号 別表第2「26、56-2、87」 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府令・総務省令第7号。以下「主務省令」という。)第19条、第30条、第44条 (情報照会) 番号法第19条第7号 別表第2「70」 主務省令第39条	事後	東浦町の評価書の記述を統一するため。
平成28年1月15日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康課長 服部 清一	健康課長 水野 和雄	事後	
平成28年1月15日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年10月1日時点	平成27年10月5日時点	事後	
平成28年1月15日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年10月1日時点	平成27年10月5日時点	事後	
平成29年7月5日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康課長 水野 和雄	健康課長 内田 由紀子	事後	
平成29年7月5日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年10月5日時点	平成29年1月1日時点	事後	
平成29年7月5日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年10月5日時点	平成29年1月1日時点	事後	
平成30年12月26日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年1月1日時点	平成29年9月1日時点	事後	
平成30年12月26日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年1月1日時点	平成29年9月1日時点	事後	
平成30年12月26日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康課長 内田 由紀子	健康課長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月28日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年9月1日時点	平成31年3月1日時点	事後	
令和1年6月28日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年9月1日時点	平成31年3月1日時点	事後	
令和2年10月20日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会) 番号法第19条第7号 別表第2「70」 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び除法を定める命令(平成26年内閣府令・総務省令第7号。以下「主務省令」という。)第39条 (情報提供) 番号法第19条第7号 別表第2「26、56-2、87」 主務省令第19条、第30条、第44条	(情報照会) 番号法第19条第7号 別表第2「69-2、70」 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び除法を定める命令(平成26年内閣府令・総務省令第7号。以下「主務省令」という。)第38条の3、第39条 (情報提供) 番号法第19条第7号 別表第2「26、56-2、69-2、87」 主務省令第19条、第30条、第38条の3、第44条	事後	
令和2年10月20日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成31年3月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和2年10月20日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	平成31年3月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	
令和3年10月14日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	1 健康管理システム(母子保健) 2 中間サーバ 3 統合宛名システム	1 健康管理システム(母子保健) 2 中間サーバ 3 統合宛名システム	事後	
令和3年10月14日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年10月14日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年10月14日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会) 番号法第19条第7号 別表第2「69-2、70」 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び除法を定める命令(平成26年内閣府令・総務省令第7号。以下「主務省令」という。)第38条の3、第39条 (情報提供) 番号法第19条第7号 別表第2「26、56-2、69-2、87」 主務省令第19条、第30条、第38条の3、第44条	(情報照会) 番号法第19条第8号 別表第2「69-2、70」 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び除法を定める命令(平成26年内閣府令・総務省令第8号。以下「主務省令」という。)第38条の3、第39条 (情報提供) 番号法第19条第8号 別表第2「26、56-2、69-2、87」 主務省令第19条、第30条、第38条の3、第44条	事後	
令和4年8月18日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年8月18日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年10月30日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年10月30日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	